

令和7年度 新型コロナウイルス感染症定期予防接種費用助成のお知らせ

板橋区では、令和7年度から新たに公害健康被害被認定者で65歳以上の方等を対象に、新型コロナウイルス感染症定期予防接種に係る費用の助成を行います。請求書に金額及び新型コロナウイルス感染症に係る定期接種であることが確認できる書類を添えてご請求ください。

- 1 対象者 公害健康被害の補償等に関する法律による被認定者のうち、以下に該当する方
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの障がいにより身体障害者手帳1級をもつ方※接種期間中に65歳（または60歳）の誕生日を迎える方は、誕生日の前日から接種できます。
- 2 助成額 新型コロナウイルス感染症定期接種を受けた際の自己負担額 上限3,200円
（自己負担額が3,200円未満の場合は、自己負担額と同額を助成。助成は、年度内一人1回まで）
- 3 接種期間 令和7年10月1日（水）から 令和8年3月31日（火）まで
※過去の接種など、この期間以外は助成の対象外になります。
- 4 手続方法 同封の請求書に新型コロナウイルス感染症に係る定期接種であることが確認できる資料を添えて、直接窓口を持参するか郵送で下記住所までお送りください。

提出書類

① 請求書（別記様式）

② 予防接種を受けた医療機関のからの領収書及び診療明細書

③ 予防接種済み予診票の写し（コピー）※原本はご自身で保管してください。
- 5 **請求期限** **令和8年4月2日（木）（必着）**※期限を過ぎるとお支払いできません。
- 6 支払い 書類確認後、概ね1か月後にご登録の金融機関口座にお振込みします。
※定期的な給付（障害補償費・療養手当）がない場合は、口座情報をご記入ください。
※振込通知はお送りしていません。ご了承ください。

【注意事項】

- ・ 領収書に、氏名、金額、新型コロナウイルス感染症に係る定期予防接種であることが記載され、領収印があることを確認してください。
- ・ 定期接種対象者であることが確認できるよう、自治体発行の「予診票の写し（コピー）」を添付してください。定期接種対象者以外の任意接種は、助成の対象となりません。
- ・ インフルエンザ予防接種の助成とは助成対象者や請求書が異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ先・請求先】板橋区保健所予防対策課管理・公害保健係
〒173-0014 東京都板橋区大山東町32-15 電話 03-3579-2303